

第 1 編 総 論

第 1 章 長沼町の責務、計画の位置づけ、構成等

長沼町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、長沼町の責務を明らかにするとともに、長沼町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 長沼町の責務及び長沼町国民保護計画の位置づけ

(1) 長沼町の責務

長沼町（長沼町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、長沼町の国民の保護に関する計画（以下「長沼町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 長沼町国民保護計画の位置づけ

長沼町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、長沼町国民保護計画を作成する。

(3) 長沼町国民保護計画に定める事項

長沼町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、長沼町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 長沼町国民保護計画の構成

長沼町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 長沼町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 長沼町国民保護計画の見直し

長沼町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

長沼町国民保護計画の見直しに当たっては、長沼町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 長沼町国民保護計画の変更手続

長沼町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、長沼町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、長沼町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、長沼町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

長沼町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

長沼町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

長沼町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

長沼町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

長沼町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

長沼町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、長沼町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

長沼町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、長沼町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

長沼町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

長沼町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

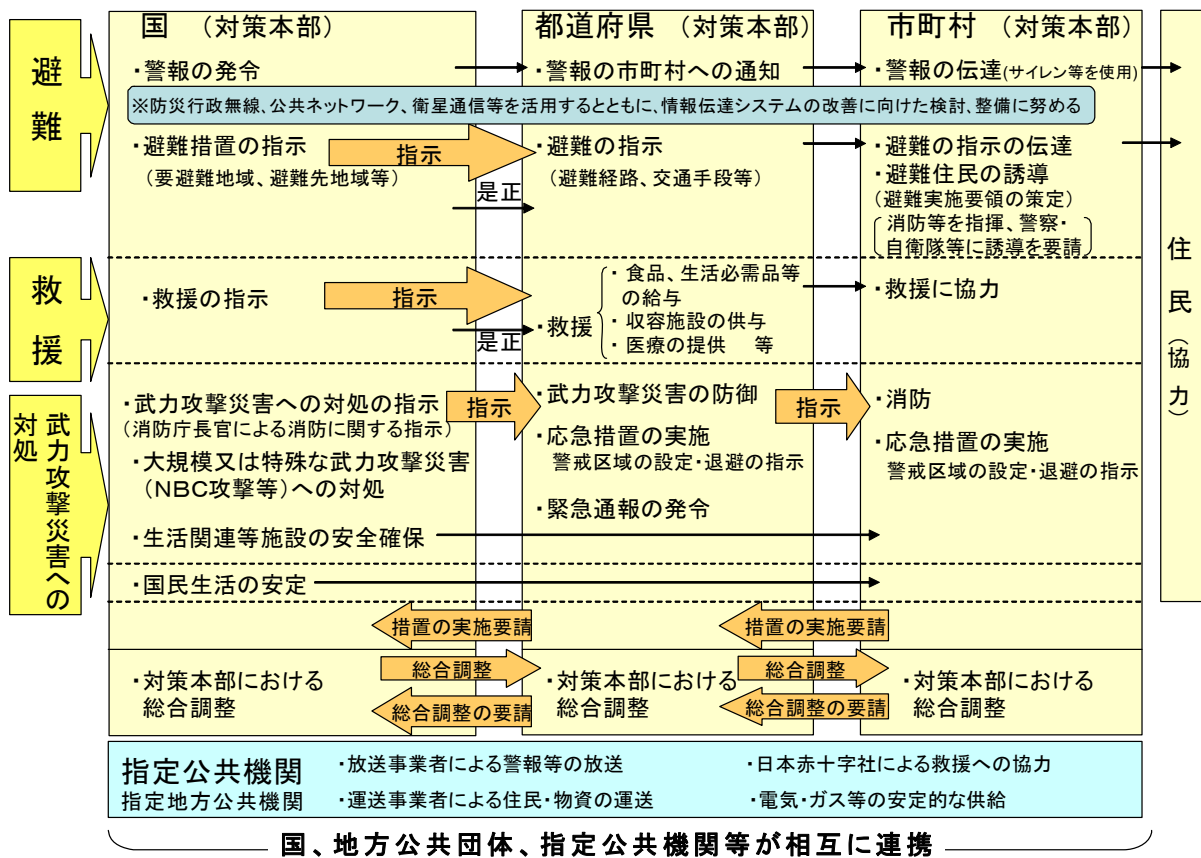
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

長沼町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における長沼町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 長沼町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
長 沼 町	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民

	等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
--	---

○ 関係機関の連絡先

【関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
北海道開発局 札幌開発建設部千歳道路事務所		千歳市北斗6丁目13番3号	TEL 0123-23-2191 FAX 0123-27-3031	
北海道開発局 札幌開発建設部札幌南農業事務所		北広島市中央6丁目8-3	TEL 011-376-6030 FAX 011-376-6039	
北海道開発局 札幌開発建設部川端ダム管理所		栗山町字滝の下53番地2	TEL 0123-85-2311 FAX 0123-85-2111	
北海道開発局 石狩川開発建設部江別河川事務所		江別市高砂5番地	TEL 011-382-2358 FAX 011-382-3857	
北海道開発局 石狩川開発建設部千歳川河川事務所		千歳市住吉1丁目1番1号	TEL 0123-24-1114 FAX 0123-24-1036	
北海道森林管理局空知森林管理署		岩見沢市3条東17丁目34番地	TEL 0126-22-1940 FAX 0126-22-3386	
陸上自衛隊第72戦車連隊		恵庭市柏木町531番地	TEL 0123-32-2101	

航空自衛隊第 3 高射群		長沼町字馬追	TEL 0123-88-2604	
-----------------	--	--------	------------------	--

【関係道機関（道警察含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
北海道札幌方 面栗山警察署		栗山町朝日3丁 目115番地	TEL 0123-72-0110 FAX 0123-72-2508	
北海道空知支 庁		岩見沢市8条西 5丁目1番地3	TEL 0126-20-0033 FAX 0126-25-8144	
北海道空知支 庁空知保健福 祉事務所保健 福祉部由仁支 所		由仁町新光195 番地	TEL 0123-83-2221 FAX 0123-83-3866	
北海道札幌土 木現業所長沼 出張所		長沼町錦町北1 丁目3番14号	TEL 0123-88-2346 FAX 0123-88-2705	
北海道空知支 庁空知農業改 良普及センタ ー空知南西部 支所		長沼町本町北2 丁目1番5号	TEL 0123-88-2004 FAX 0123-88-4967 xsrcnse@agri.pref. hokkaido.jp	

【関係町機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
岩見沢市役所		岩見沢市鳩が丘 1丁目1番1号	TEL 0126-23-4111 FAX 0126-23-9977 syomu@i-hamanasu .jp	
千歳市役所		千歳市東雲町2 丁目34番地	TEL 0123-24-3131 FAX 0123-22-8852	
恵庭市役所		恵庭市京町1番 地	TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3175 eniwa@city.eniwa .hokkaido.jp	

北広島市役所		北広島市中央 4 丁目 2 番地 1	TEL 011-372-3311 FAX 011-373-2903 info@city.kitahiroshima.hokkaido.jp	
南幌町役場		南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号	TEL 011-378-2121 FAX 011-378-2131	
由仁町役場		由仁町新光 200 番地	TEL 0123-83-2111 FAX 0123-83-3020	
栗山町役場		栗山町松風 3 丁目 252 番地	TEL 0123-72-1111 FAX 0123-72-3179	

※ 道内及び当該町に隣接する町、相互応援協定締結町等

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
長沼郵便局		長沼町中央南 1 丁目 2 番 28 号	TEL 0123-88-2850 FAX	
NTT 岩見沢支店		岩見沢市 6 条西 2 丁目	TEL 0126-25-4461 FAX 0126-32-2127	
北海道電力(株)栗山営業所		栗山町朝日 3 丁目 99 番地	TEL 0123-72-1071 FAX 0123-72-5830	
JR 北海道バス(株)長沼営業所		長沼町錦町南 1 丁目 4 番 1 号	TEL 0123-88-2830 FAX 0123-88-2831	
空知南部医師会		栗山町松風 3 丁目 124 番地	TEL 0123-72-0679	
長沼土地改良区		長沼町中央北 1 丁目 1 番 2 号	TEL 0123-88-2324 FAX 0123-88-3891	
南長沼土地改良区		長沼町中央北 1 丁目 1 番 2 号	TEL 0123-88-2049 FAX 0123-88-4400	
ながぬま農業協同組合		長沼町銀座北 1 丁目 5 番 19 号	TEL 0123-88-2223 FAX 0123-88-4113	
南空知農業共済組合		長沼町宮下 1 丁目 1 番 1 号	TEL 0123-88-3233 FAX 0123-88-2602	
長沼町商工会		長沼町中央南 1 丁目 6 番 15 号	TEL 0123-88-2221 FAX 0123-88-4459	
長沼町建設業協会		長沼町中央南 1 丁目 3 番 11 号	TEL 0123-88-0113	

※ 行政区（自主防災組織）、公共施設、教育・福祉施設等は資料編に記載。

第4章 長沼町の地理的、社会的特徴

長沼町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき長沼町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

長沼町は、北海道石狩平野の南東部、空知支庁の南部に位置し、地勢は概ね平坦であるが、東方を標高100m～280mの馬追丘陵が貫き、そこを隔てて由仁町と、北東は旧夕張川を隔てて栗山町と、北西は夕張川を隔てて岩見沢市及び南幌町と接し、南西は千歳川を堺に千歳市、恵庭市及び北広島市に接している。

経緯は東経141度35分～141度46分、北緯42度53分～43度05分であり、東西15.5km、南北21.1kmで、周囲47.1km、総面積168.36km²である。

本町の地勢の起伏状態は、大別して東側三分の一は馬追山山頂294.2mを頂点とした丘陵端部の緩傾斜地であり、西側三分の二は石狩低地帯の平坦地となっている。この低地帯は千歳川と夕張川が形成した沖積平野であり、その地盤傾斜は北から南に、また東部丘陵から西に向かって極めてゆるい傾斜を成している。

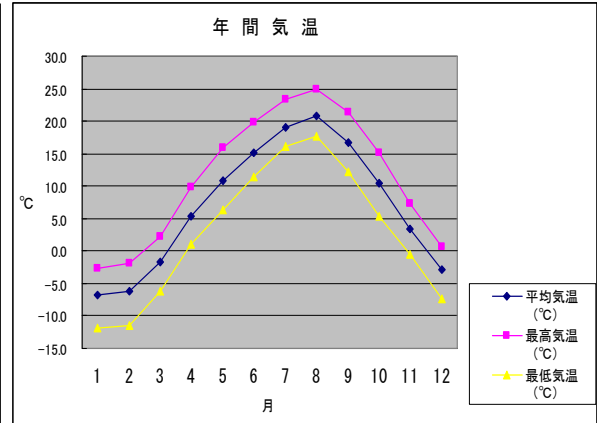
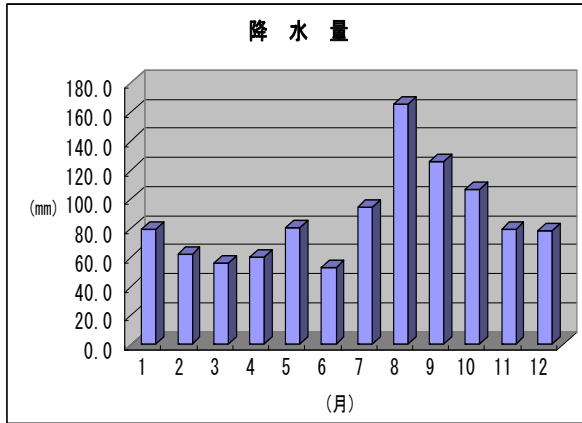
(2) 気候

気候は年間を通して穏やかであるが、太平洋及び日本海からの季節風の影響を受け風の吹く日も多く、寒暖の差も大きくなっている。降水量は比較的少なく、積雪量も道内では平均的な値を示している。

日平均気温は、1月が最低で-6.8℃、8月が最高で20.9℃、年平均7.1℃で、夏は北海道内陸部より若干低くなっている。本町の気候特性でもある風は、年間を通じ比較的変動が少なく、風速は1.5m/s～2.8m/s、最多風向は南南東である。風速は4月～7月が強く、2.5m/s～2.8m/sとなっており、この時期の風は偏東風と呼ばれ、この地域の特徴となっている。

年間降水量は1,042mm、初霜は10月21日、融雪は4月5日というのが平年の気象である。

(気象庁ホームページ提供の平年値による。1971年～2000年までの30年間平均値)



(3) 人口分布

本町の人口は昭和35年の18,763人(国勢調査)をピークに減少が続いたが、平成2年以降僅かながら増加に転じ、平成17年には12,401人(国勢調査)となっている。都市施設が整備された中心市街地、札幌市・北広島市に近い西長沼の一部地域、馬追丘陵からの眺望が優れる高台地では、平成2年から平成17年にかけて人口が増加しているが、その他の地域では、横ばい又は減少となっている。

年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、平成17年の高齢者比率は26.1%で北海道の21.4%と比較して4.7ポイント上回っている。(国勢調査)今後においても高齢者比率の増加が予想される。

地区	人口等	人口			世帯数
	総数	男	女		
1区	157	76	81	57	
2区	175	91	84	54	
3区	196	95	101	75	
4区	194	98	96	76	
5区	123	62	61	42	
6区	147	73	74	51	
7区	182	85	97	53	
8区	131	68	63	37	
9区	223	104	119	75	
10区	140	68	72	47	
11区	244	119	125	82	
12区	306	132	174	87	
13区	112	55	57	32	
14区	75	36	39	25	
15区	175	85	90	50	
16区	269	131	138	102	
17区	146	76	70	43	
18区	302	152	150	89	
19区	111	47	64	30	
20区	129	67	62	28	
21区	256	125	131	87	

	2 2 区	163	87	76	44
	2 3 区	155	81	74	47
	2 4 区	200	95	105	52
	2 5 区	99	46	53	32
	2 6 区	90	40	50	30
	2 7 区	113	50	63	41
	2 8 区	200	99	101	56
	2 9 区	195	101	94	63
	3 0 区	325	170	155	107
	3 1 区	81	38	43	22
	北市区	245	123	122	103
市街地	錦町北 1 丁目	285	129	156	136
	錦町北 2 丁目	128	58	70	48
	錦町南 1 丁目	409	159	250	126
	錦町南 2 丁目	105	57	48	50
	本町北 1 丁目	111	52	59	49
	本町北 2 丁目	164	82	82	60
	本町北 3 丁目	200	100	100	66
	本町南 1 丁目	25	11	14	11
	栄町 1 丁目	166	80	86	74
	栄町 2 丁目	130	62	68	52
	中央北 1 丁目	30	16	14	14
	中央南 1 丁目	148	64	84	52
	中央南 2 丁目	66	23	43	4
	銀座北 1 丁目	50	23	27	20
	銀座南 1 丁目	345	157	188	161
	銀座南 2 丁目	304	143	161	135
	銀座南 3 丁目	7	3	4	2
	東町北 1 丁目	105	44	61	43
	東町南 1 丁目	161	78	83	70
	東町南 2 丁目	177	83	94	68
	東町南 3 丁目	68	36	32	23
	宮下 1 丁目	170	80	90	68
	宮下 2 丁目	246	106	140	107
	宮下 3 丁目	279	137	142	106
	旭町北 1 丁目	233	114	119	88
	旭町南 1 丁目	383	181	202	155
	旭町南 2 丁目	271	129	142	105
	旭町南 3 丁目	136	67	69	45
	曙町 1 丁目	77	39	38	25
	曙町 2 丁目	153	66	87	55
	あかね 1 丁目	408	196	212	137
	あかね 2 丁目	331	150	181	121
	あかね 3 丁目	167	79	88	70
しらかば 1 丁目	263	122	141	89	
しらかば 2 丁目	190	92	98	70	
西町 1 丁目	198	90	108	76	
	馬追台	53	51	2	2
	総 数	12,401	5,934	6,467	4,404

第5章 長沼町国民保護計画が対象とする事態

長沼町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

長沼町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

長沼町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。